

地域活性化・雇用促進資金

融資制度の概要

融資限度額

7億2千万円

融資期間

設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）



日本政策金融公庫

中小企業事業

▶ ご融資のイメージ



新工場の取得（雇用が増加する設備投資）

A社は建設機械用ゴム製品の製造業者。新たなメーカーとの取引開始にあたり、生産能力拡充を目的に過疎地域に新工場取得を計画。新工場取得に伴い、新たに従業員を3名採用予定。

公庫は取引金融機関と連携して、新工場取得に必要な設備資金を融資。



特定業務施設の地方への移転

ソフトウェア開発事業を営むB社は、人材確保を目的に情報処理部門の事務所（特定業務施設）を人材獲得競争が激しい都市部から地方へ移転することを計画。都道府県知事から計画の認定を受けた。

公庫は取引金融機関と連携し、事務所移転に必要な資金を支援。

※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画については裏面もご参照ください。



地域経済牽引事業計画に基づく設備投資

金属製品製造業を営むC社は、承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき、受注増加への対処を目的とした新工場を取得する。

公庫は取引金融機関と連携し、新工場取得に必要な資金を融資。

※地域経済牽引事業計画については裏面もご参照ください。



まち・ひと・しごと創生総合戦略に合致する事業

D市は、まち・ひと・しごと創生総合戦略において持続可能な都市の実現を掲げ、沿岸部の土地の利活用と施設整備を重点課題としている。E社はD市からの支援を受けて沿岸部での複合施設の建設を計画。

公庫は取引金融機関と連携し、複合施設の建設に必要な資金を融資。

企業

取引金融機関

日本公庫



公庫は取引金融機関と連携し、地域への経済波及効果の高い事業活動の促進や地域における雇用促進などを通じて地域経済の活性化を図る中小企業の皆さまを支援しています。

▶ 適用利率表

	ご利用いただける方	ご利用いただける資金	融資利率	
1	雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方	設備資金および長期運転資金	設備資金 運転資金	下表のとおり 基準利率
2	地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金	設備資金 2億7千万円まで 2億7千万円超 運転資金	特別利率③ 基準利率 基準利率
3	地域未来投資促進法に基づき都道府県知事の承認（変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方（特定事業者またはみなし特定事業者を含む。）	承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金	設備資金 2億7千万円まで ただし、次のいずれかに該当する方は特別利率③（みなし特定事業者を除く。） ・新規開業しておおむね7年以内 ・困難な経営状況にある ・公庫と民間金融機関との連携支援を受ける 2億7千万円超 運転資金	特別利率① 特別利率③ 基準利率 基準利率
4	本社を地方自治法に規定する特別区から地方に移転する方または店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する方であって、一定の要件を満たす雇用を行う方	事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金	2億7千万円まで 2億7千万円超	特別利率① 基準利率
5	まち・ひと・しごと創生法に基づき策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略または市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う方		2億7千万円まで 2億7千万円超	特別利率① 基準利率

▶ ご利用いただける方 1 設備資金の融資利率表

設備投資の対象地域	雇用予定人数	
	3名以上	2名以上（注1）
過疎地域、半島地域、離島地域、 振興山村、特別豪雪地帯	2億7千万円まで 特別利率③ 2億7千万円超5億4千万円まで 特別利率①	2億7千万円まで 特別利率①
過疎地域を含む広域市町村圏内の非過疎市町村 過疎地域に隣接している非過疎市町村（政令指定 都市を除く）	2億7千万円まで 特別利率② 雇用予定人数が5名以上かつ3名は 過疎地域居住者である場合 2億7千万円まで 特別利率② 2億7千万円超5億4千万円まで 特別利率①	2億7千万円まで 特別利率①
過疎地域に隣接している非過疎市町村（政令指定 都市）	2億7千万円まで 特別利率②	2億7千万円まで 特別利率①
農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第 5条に基づく産業導入地区	2億7千万円まで 特別利率② 2億7千万円超5億4千万円まで 特別利率①	2億7千万円まで 特別利率①
上記以外の地域（注2）	2億7千万円まで 特別利率①	2億7千万円まで 特別利率①

設備投資額が事業用固定資産の30%以上を占める場合は、2億7千万円までを4億円まで、2億7千万円超5億4千万円までを4億円超6億7千万円までに読み替えて、特別利率を適用できます。特別利率の限度額を超える部分は基準利率となります。

（注1）中小企業信用保険法に定める特定業種、従業員20人以下の企業または女性、若年者（35歳未満）もしくは高齢者（60歳以上）を雇用する場合は1名以上

（注2）社会保険および労働保険への加入義務がある法人の方は、加入されていることが必要です。

地域再生法による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の概要

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画とは、一定の要件を満たした地域において、本店又は主たる事業所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして特定業務施設（事務所・研究所・研修所）を整備する事業の実施に関する計画です。

当該事業には、以下の類型があり都道府県知事から上記整備計画の認定を受けることが必要です。

- (1) 移転型事業 東京 23 区から一定の要件を満たした地域に、特定業務施設を移転して整備する事業
- (2) 拡充型事業 一定の要件を満たした地域において、特定業務施設を整備する事業

- ※ 令和 6 年度税制改正により、特定業務施設と併せて整備される子育て支援施設と社宅等も対象へ追加となりました。
- ※ 制度の詳しい内容・手続きの手順については右の二次元コードからご確認ください。

本計画の概要や
申請の手引きについては
こちら



地域未来投資促進法による地域経済牽引事業計画の概要

「地域未来投資促進法」は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、また、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律です。

都道府県・市町村が作成した「基本計画」に基づき事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を、都道府県知事が承認します。

【国】
基本方針

【都道府県・市町村】
基本計画

【事業者】
地域経済牽引事業計画

本計画の概要や
申請の手引きについては
こちら



STEP
01

申請書類の作成

都道府県・市町村が定める「基本計画」に基づき、以下の要件を満たす必要があります。

- 地域の特性を活用すること
- 高い付加価値を創出すること
- 地域の事業者への経済的効果を有すること

STEP
02

審査・承認

「地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン」に則り策定した計画を都道府県に提出し、承認を受けます。

STEP
03

認定を受けた場合、下記のような支援措置が整備されています。

金融支援

日本政策金融公庫の特別貸付（金利の優遇）、中小企業信用保険法の特例措置（通常の保証限度額とは別枠）の対象になります。

税制優遇

地域経済牽引事業に従った設備投資を行う場合、法人税等の特別償却（最大 50%）又は税額控除（最大 6%）を受けることができます。
※都道府県の承認に加え、国（主務大臣）の確認を受ける必要があります。

規制の特例措置

都道府県・市町村が定める基本計画において工場立地特例対象区域が設置されている場合、市町村が定める条例に従って、工場立地時の環境施設面積率・緑地面積率が緩和されます。その他規制の特例措置等については、経済産業省ホームページをご確認ください。



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

制度の詳細
はこちら

